

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
(有) 幸起測量設計	苫小牧市花園町3丁目13番5号

2 指名停止期間

測量・設計（建設コンサルタント）

平成25年10月16日～平成26年1月15日（3ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

(有) 幸起測量設計は、室蘭開発建設部発注の「一般国道230号洞爺湖町入江外不用物件測量業務」の入札において落札決定となったが、電子入札システムにおいて入力した入札金額を誤って入力し、当該価格では本業務の履行が困難であるとして、契約締結を辞退した。

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

参 考

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について（抜粋）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 措置要件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】

北海道森林管理局 経理課

直 通：011-622-5214

担当者：主計係（内線307）